

減価償却における動態理論の克服

馬場, 克三

<https://doi.org/10.15017/4362455>

出版情報：経済學研究. 23 (3/4), pp.189-209, 1959-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

減価償却における動態理論の克服

馬 場 克 三

ドイツ会計学がその動態論的主張を築きあげるのは一九一〇年代の後半であるが、アメリカではその理論的完成は一九三〇年代まで待たなければならない。しかしこのような遅速はありながら、動態論はその生成以来すでに約半世紀を経ているわけであつて、それは今日では現代会計学に揺ぎなき王座を占めるに至つてゐる。もちろん、一口に動態論といつても、そのドイツ的形態はそのアメリカ的表現とは著しく異つてゐる。ドイツの動態論は靜的貸借対照表觀に對立してこれを克服する理論として形成されたから、おのずから貸借対照表學說として表明される。それは、貸借対照表上の資産負債の諸項目を絶對的な數値と見ないで、これを經過的な未解消項目と見るといふ迂回を試みつつ、会計の終局の目標である損益の把握に接近するものである。これに反し、アメリカの動態論は極めてプラグマティッシュに、最初から費用収益の確定と兩者の期間的対応に會計問題を焦点づけており、貸借対照表項目の統一的説明というような無駄な勞力を放棄してゐる。しかし、そのような立論の構造の相違はありながら、會計理論としての動態論としては、兩者はいずれも同一の結論

に帰着していると共に、またその欠陥をも同じくしているのである。

資産を資産それ自体として見ないで、継続する経営活動のなかにおける経過的な存在と見ることは動態論の基本的な考え方であるが、この考え方それ自身は偶然にも正しい現実把握と照合している。しかるに動態論がその把握を精密化すればするほど、会計事象はその抽象的な形骸において捉えられ、空疎な形式においてのみ見事に統一されるのである。固定資産は、現在より将来に亘つて費用に転化するものとして、いわば費用の倉庫と考えられるが、同じような意味において流動資産である原料の手許在高もまた、現在より将来に亘つて費用に転化するものとして費用の倉庫にほかならないとされる。このようにして、およそ資産はすべて「未費用」として把握されるときにも、およそ一切の前払費用は逆に資産と等置されることとなる。たしかに、このような形式的統一を築きあげることこそが動態論の仕事であつたのである。もちろん、アメリカ動態理論では、期間収益に対応せしめるものとして如何なる費用をとり出すがが直接の問題とされており、資産そのものが直接の問題となるわけではない。しかし、当期に割当 (allocate) えられるべき費用と、なお将来の収益に対応せしめるべきものとして残される費用とへの配分が吟味されるという形で資産が把握されるのである。ここではすべてがこのようにして費用配分の問題に解消されるのである。

ところで、固定資産といえども、それが営業の用に供せられ、それが使用されるにつれて次第にその価値を消耗し去るものである以上、いつかは費用に転化しつくすものである。従つて固定資産がそのような意味での「費用の倉庫」であり、「前給付」であることに疑いはない。しかしそれにも拘わらず、それは決して流動資産と同じ意味において「費用の

倉庫」であり「前給付」であるのではない。

貨幣の収入支出をもつてそのまま収益費用の発生と考える現金主義会計のもとでは、固定資産の取得はそのまま即時的費用の発生を意味するから、そこではおよそ固定資産という概念は生じない。従つてまた、そこでは減価償却もありえない。官庁会計や消費会計がそれである。他方、期間計算に縁のない臨時營業の時代にあつては、たとえ固定資産の取得が固定資産の取得として理解されたにしても、それは会計上、流動資産と區別される何らの必要もなかつた。臨時營業の終了とともに、固定資産も流動資産もともどもに清算され、その換金高が出資者に返還されたからである。ここでは損益計算上、流動資産と固定資産の區別の意義は存しなかつた。たしかに、期間計算の成立こそが、会計上、固定資産概念の成立に導いたのであり、このことはまた營業が臨時的なものから継続的なものへ發展するという歴史的發展を背景としている。現金主義から發生主義会計への推移はここに根柢をおくものであり、減価償却概念の成立もまたここに初まるものがある。

中世から一六〇〇年代の初頭に至るまでは營業に出資された資産は一括してストック (stock) と呼ばれ、そこには流動、固定の區別は見られなかつた。もともとストックは事業への「出資」を意味した。そして最初のうちはこの出資によつて調達された同額の商品その他の「資産」がそのまま、またストックでもあつたわけである。しかしやがて、出資金のほかは借入金を受入れられたり、信用貸が利用されたりすると、出資としてのストックと資産としてのストックとは一致しなくなる。ここに出資から離れた資産としてのストック概念の成立が初まる。資産としてのストックはやがて流動資産

を意味する stock in trade と固定資産を意味する dead stock とに分化して行く。¹⁾ デッド・ストックという言葉は農業における家畜 (live stock) に対する農具などを指す言葉から由来するものであった。

ケネーが原前貸と年前貸として理解した固定資本、流動資本の区別は、アダム・スミスによつて農業から工業、商業へと一般化されるに伴つて俗流化されるが、「資本論」の著者が余すところなく論評しているように、流動資本、固定資本の区別は、その本来の正しい意味においては、生産過程において機能する資本、生産資本内部における区別であり、その区別は各資本部分の回転様式の相違に基づくものである。原料などのごとき流動資本はその生産的使用と同時にその使用された価値の全部が一括して生産物のなかにその価値を移行させるに反し、固定資本は生産過程の内部では引続き殆んど同一の機能を果しながら除々に長期間に亘つてその価値を部分的に生産物に移行させる。このような生産過程における資本の回転様式の差から流動資本、固定資本の区別が生ずるのである。²⁾

しかしながら、企業資本の運動は貨幣 G から初まつて増殖した貨幣 G' に至る全過程であり、この過程が繰返えし継続される場合には、それは順次、貨幣資本、生産資本、商品資本の運動として現われる。且つ、この資本運動の継起的な三環節は、その空間的な並列の形においては、同的存在として、一定時点の企業資本のなかに層をなして現われてくる。すなわち、貨幣、商品、設備、原料等々のごとく、それぞれ貨幣資本、商品資本、生産資本の具体的形態として相並んで現われるのである。しかるに企業資本にとつては、その資本のどの部分が如何なる資本循環の段階で働らこうとも、すなわち、それが生産資本として生産過程で機能しようと、商品形態または貨幣形態で流通過程において機能しようと、その差

異によつて各資本部分を差別する如何なる理由もない。そのことから生産資本内部において固定資本から区別された意味での流動資本と、商品形態や貨幣形態をとつて流通過程に滞留する資本部分が全く同一視されるという結果を生ぜざるをえない。アダム・スミスが、所有者から離れてゆくことによつて彼に利潤をもたらす資本部分を流動資本となし、所有者を換えることなくして収入または利潤をもたらすものに使われる資本を固定資本としたのは、当時の実際においてストックを stock in trade と dead stock とに分けていた慣行をそのまま受け入れたものと見てよいであろう。ところがスミスにおいて「流通しない」ものとされた固定資本は、リカルドウに至ると、「徐々に消費せられる」と正しく理解される。⁴⁾しかし彼においては、投下資本が「その使用者の手に復帰する時間」の遅速の差として固定、流動の区別が把握されており、その限りでその差別は便宜的なものとならざるをえなかつた。

会計実践における資産の把握が財産目録に初まることは容易に推測しうるところである。だが、「商人全書」の著者、チャック・サバリーに現われる財産目録では資産は動産、不動産として把握され、そこに固定、流動の概念は見られない。⁵⁾また、減価償却の端初と目されるような取扱いはすでに一五八八年のジョン・メリスの簿記書に現われているといわれるが、ここに現われている取扱いは、売れ残り商品の減損の見積り、および商品残高の繰越の手續と同様の処理を家具勘定にほどこしたものにすぎない。一七五七年のジョン・メヤーの簿記書に至つてもなお、船舶、家具の勘定は商品勘定と同様の取扱いをうけている。今日の方式と略々似た減価償却方法が現われるのはやつと一八六一年のW・イングリッシュの簿記書においてである。⁶⁾しかし、このような固定資産に特殊な費用把握方式も、その資産の特殊な回転様式の認識に

基づいて取りあげられたものではなく、むしろ、スキズ的な把握に基づいたものと見るべきである。すなわち、それは固定資産をもつて、販売されない財産であるとなす全く素朴な理解に基づくものであつたと考えられる。しかしこれすらも、流動、固定の区別なしに資産を一率に売却時価をもつて評価しようとした当時の考え方に対し一歩進んだ見方であつたのである。だからこそ、ヘルマン・V・ジモンが資産を使用対象と販売対象とに区分することによつて評価上に一つの劃期をもたらすことに成功するのである。しかしもとより、固定資産を販売されない財産と考えることは誤りであり、この誤謬は「ルドルフ・フィッシャーによつて是正されるが、この場合、フィッシャーは「使用財産は……正さに消耗しないが故に減價償却される」という逆説を立てることによつて固定資産の独特の価値流通に近づくのである。けれども、スキズに対するリカルドゥがそうであつたのと同じように、ジモンに対するフィッシャーは、固定資産を流通するものと把むことによつて今度は固定資産と流動資産との区別の基準を見定め難くするに至るのである。すなわち、フィッシャーにおいては固定資産は将来に予見された損失にほかならず、費用（損失）である点においては流動資産と全く異るところなきものとなるのである。固定資産と流動資産の差はただ、資産が費用（損失）となるために要する時間の差にすぎないこととなる。

費用もしくは損失へ転化し、貨幣として回収されるに至るまでの時間の遅速、もしくはその難易が資産を区分する標準となるとすれば、固定資産、流動資産の区別はいまや、一会計期間を超えて存続するか否かという形式に依存することをもつて足り、資産の実質的内容を捨て去ることがむしろ資産の統一的把握のためには必要とさえなる。資産区分の原則に

おけるいわゆる「一年の規則」one year ruleなるものはこのようにして成立するのである。

だが、すでにここに至れば、多数会計年度に亘る前払費用が固定資産と考えらるるとともに、今度は固定資産が一種の前払費用にほかならぬものとされてくるのは極めて自然である。E・L・グラントおよびP・T・ノールトンが三ヶ年分の前払保険料を資産と考え、このなかから当期分を費用勘定に振りもどすことを固定資産の減価償却と全く同一の事態であると考えるのも、⁸⁾ 上述の形式を認めるかぎり極めて当然の論理といわねばならない。更らにこのような論理が一層おしすすめられると、減価償却なる手続は資産の固定、流動とは何のかかわりもない手続であつて、単なる費用把握の一方法にすぎないということにさえなつてくる。このような見解はシュマーレンバッハにおける費用把握の三つの方法、出入計算法 (Skontration) 棚卸計算法 (Befundrechnung) 耐用年数計算法 (Lebensdauer-schätzung) という理解の仕方⁹⁾ に明瞭に示されている。また黒沢清教授編「会计学」において「減価償却は固定資産そのものの属性ではない」と断定されている箇所にも窺い知ることができよう。だが、固定資産を流動資産と全く異なることなき費用範疇に解消し、減価償却を固定資産と本質的にかゝわりのない一費用把握方法にすぎないとなすことによつて果して減価償却会計における重要な問題を洩らすことなく理解しうるであろうか。

アメリカ会計士協会のレサーチ・ブレッティン二十二号 (一九四四年) は減価償却について次のように説明している。「減価償却会計とは系統的合理的な方法により、有形固定資産の残存価額 (もしあれば) を控除した原価またはその他の基礎価格を当該単位資産の見積耐用年間に配分することを目的とする会計制度であり、それは配分の手続であつて評價の

手続ではない。年度減価償却費はこのような制度における総負担額のうち当該年度に配分された部分である」と。¹¹⁾ すなわち、この説明はアメリカ動態論の基本的な思想たる費用配分の原理を主張しているものである。たゞ、この説明では「原価またはその他の基礎価格」と表現して若干の時価主義への譲歩を見せてはいるが、それは貨幣価値変動時の会計への配慮から出たものであつて、原価配分の思想が根幹であることに変わりはないのである。

ペー-ton-リルトンにおいては「工場設備は生産に対して本質的な用役を供与するものであるその原価は一種の繰延費用であり、生産の費用のなかに漸次に吸収さるべきものである」と述べられ、さらに「償却を見込むことは費用を収益に対応させる技術上の手続である……」と説かれている。¹²⁾

これらの費用配分、費用収益対応という原理による減価償却の考え方は今日アメリカにおいて一般に承認されている減価償却の理解であるが、そこに述べられている限りのことがらは決してわれわれの理解を超えるものではない。換言すれば、技術的な意味においてはそれらの把握は決して誤謬ではないわけである。しかし、およそ技術的なものは当面の部分目的に対してのみは合理的でありうるが必らずしも事態の全面を総合的に判断した場合にも合理的でありうるとは限らないのである。固定資産を繰延費用または前払費用と把握する考え方は固定資産の抽象的な一形式を捉らえたものにすぎない。

シュマーレンバッハはフィッシャーの会計思想をうけついでこれを動的貸借対照表学説へと展開させたが、フィッシャーにおいて保持されていた豊かな商人実践的現実をシュマーレンバッハにおいては却つて抽象化されるの憂き目に会つて

いる。たとえばフィッシャーは、固定資産は減価しないが故に減価償却をなす必要がある、と言ひ、また減価償却をもつて、企業資本の流動性を維持するための配慮から企図された財務政策であるとなしている。これらの主張は商人実践の現実に深く根差した観察に基づいている。すなわち、ここでは固定資産の特異の性質が端的に捉まれているのである。ところが動態論がシュマレーンバッハ的に純化されると、そこでは固定資産と流動資産の區別が払拭され、それらともに「今期支出・後期費用」という前給付 (Vorleistung) の形態として形式的に把握され同一化されるのである。だが、再び問う、一体、固定資産と流動資産の同一化から果して減価償却の正しい理解に到達しうるものであろうか、と。

註 1) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 1, 1912, p. 158, p. 308.

- 2) カール・マルクス、資本論、向坂訳、第二卷、第二分冊、第八章および第十章。
- 3) アダム・スミス、大内訳、国富論、岩波版、第二分冊、一一―一二頁。
- 4) ダヴィッド・リカルドウ、小泉訳、経済学及び課税の原理、岩波版、二六頁。
- 5) A. C. リトルトン、片野訳、会計発達史、二一七―二一八頁。
- 6) 同右三二七―三二九頁。
- 7) 拙著、減価償却論、改訂増補版、二一九―一六六頁。
- 8) E. L. Grant and P. T. Norton, *Depreciation*, 1955, p. 33.
- 9) E. v. Schnalenbach, *Dynamische Bilanz, 6te Aufl.*, 1933 S. 128.
- 10) 黒沢清編、*会計学(経済学演習講座)*、三二三頁。

10) E. L. Grant and P. T. Norton, *ibid.*, p. 12.

12) ペイトン・リトルトン、中島訳、*社会会計基準序説*、一六六—一七頁。

二

動態論の考え方からすれば、たしかに固定資産と繰延費用、前払費用とは形式上、同一のものとなる。しかしこの場合、固定資産は単なる費用の束としてしか考えられないのである。且つ、このように資産をすべて費用概念で統一するということは資産をその実質的意義において見ないで、これを単なる会計数値と見ることを意味している。然るに資産はその具体的形態においてそれぞれ相互に区別される特質をもつとともに、何よりもまず、資本として機能するという特質をもっている。この特質が無視されるとき、固定資産、流動資産の実質上の差異が消去され、減価償却における最も重要な問題である固定資本回転の意義が忘却されることになる。固定資本を前払費用と混同することの概念上の誤謬についてはかつて論じたことがあるので、ここでは述べない。ここで指摘することは専ら固定資本回転の問題である。

ところで動態論においても、それが減価償却を無視するものでない以上は、固定資本の回転を忘却するものではないといえるかも知れない。ところが、事実、固定資産の形式的理解はその回転の特質を忘れしめるものなのである。それは動態理論が、殊にシュマーレンバッハにおいて、現金項目の説明に窮しているというかくれもない事実と相通することがある。元来、資産はまず資本として把握されておらねばならないにも拘わらず、動態論ではそのようには理解されてお

らず、しかもそのことの欠陥が現金項目の処理において明白な破綻を示しているのである。この点についてはすでに多くの学者によつて論評されているので、これまたここで詳論することを差し控える²⁾。では上記のような動態理論の欠陥は、当面の問題についてどのような不都合を生ずるのであるうか。この問題に答えるためには、われわれはまず、減価償却の目的について考えておく必要がある。

減価償却の目的が企業資本の流動性維持にあるということは既述のごとくフィッシャーが強調したところである。しかし彼も指摘しているように、減価償却の「最初の思考」³⁾はたしかに固定資産取替の際の資本の緊張を回避し、流動性を保持するためであつたのだが、「最後の思考」は減価償却費を計上し、売上収益からその額だけを拘束するという全く計算それ自体に目的が移行してしまうのである。換言すれば、償却費が計上され、その上で損益が確定されるればそれでよいのであつて、償却された後の結末については会計計算上、何らの配慮もなされないのである。従つて、会計上の処理としての減価償却の目的は期間損益確定のための固定資産減価の計上という点に存しているのであつて、それが固定資産取替資金の積立にある、となす考え方は現実⁴⁾に合致しない誤つた考え方とされるのである。たしかに、十数年先の固定資産の取替価格を今日において正確に予測することは不可能に近く、そのような予測によつて期間損益計算にさらに多くの恣意と不正確を持ちこむことは許されることではない。その上、固定資産はその更新の際に決して既存のものと同じの構造のものが置替えられるとは限らないのである。且つまた、減価償却によつて留保された資金は、実際において、将来の更新資金として取りのけおかれるものでは毛頭なく、決算日に減価償却が計上される以前にすでに何らかの形で營業の用に供さ

れているのである。従つて、取替資金を用意することは減価償却会計とは一応無縁のことであるといわなくてはならない。かくして、もともとから動態論が考へているような、減価償却は、期間収益に対して期間費用を対応させるために固定資産の費用を計上する手續であり、それ以上の何ものでもないという解釈に落付かざるをえなくなつてしまふ。

他方において、減価償却はまた売上収益から償却費計上額だけを營業内に留保させる結果となるから、それは固定資産に投下された資本をそれだけ回収させるという効果をもつてゐる。そこから減価償却の目的を投下資本の回収であると見る考へ方も出てくる。たしかに、現実の減価償却はそのような回収計算に転化してしまつてゐるといつても差支えないであらう。しかしだからといつて、減価償却の本質を機能資本家の恣意的な任意の回収計算であると断定してしまふわけはいかない。減価償却は本質上、固定資産の独特な価値移転様式に基づく固定資産の消耗部分の費用計上であり、回収に先立つて生産物への価値移転という事実が成立してはならない。この価値移転が価値回収額を規定するという關係が大事なのであつて、回収計算だけを獨立化させて、減価償却の目的を投下資本回収計算であると一義的に規定してしまふわけにはいかないのである。もしこのような規定を認めるとすれば、われわれは実践において屢々行われているいわゆる過大償却なるものを当然のこととして是認しなければならなくなるであらう。従つて減価償却の目的を投下資本回収であると考へ方もそのまま認めるわけにはいかない。

以上のように考へてくると、減価償却の目的は正確な期間損益のために固定資産の費用化を統制することにあるといふべきで、それ以外に考へられる種々の目的は右の減価償却の効果として副次的に發生するものにほかならぬとしなければ

ならない。減価償却は固定資産取替費用を積立てる操作でもなければ、固定資産に投下された資本を任意に回収する処置でもない。われわれはこの事実を認めなければならない。

しかしながら、もしも動態論のいう通り、減価償却を単なる期間損益確定のための費用計上であるとのみ理解したとすると、その瞬間に流動資産と固定資産の相違が掌中から消え失せ、固定資産が資本であるという事実が視野から没してしまふのである。何故なら、動態論でいうところの減価償却は耐用年数で除された単なる数値であつて、価値移転という認識の上に立つものではないからである。従つてまた資本の消耗、回転という現実の上に立つものでないからである。ここに問題がある。

ところで、臨時営業でない限りは、個別資本の運動は繰返えず循環運動として現われるが、その循環は同時に個別資本の再生産過程でもある。そしてまた、この過程は個別資本の個々の構成部分の再生産をも意味する。いまこれを流動資本部分についていえば、それが営業の用に役立てられた部分はその全額が一挙に費用化し生産物の売上によつて収益から回収される。次に、貨幣形態で回収されたこの部分は直ちに、流動資本の現物形態に再投資され、再び流動資本としての機能を再開する。すなわち、ここでは、消費↓生産物へ価値移行↓収益よりの回収↓再投下↓現物代置という一連の行程が一貫して進行しうる立てまゑとなつてゐる。従つて流動資産から生ずる費用はこれを損益計算に計上しさえすれば、他の事情にして変化がない限り、後はおのずから再生産が進行する筋みちとなつてゐるのである。それは流動資産の回転様式が一括的であり、かつ回転期間が短いという事情から自然に生起することがらなのである。

然るに、固定資産の場合になつてくると、期間費用として減価償却費が計上されはするものの、固定資産そのものは使用価値としては耐用年数の間継続して機能しておつて、これを代置する必要をみない。従つて期間収益に対応せしめられた減価償却費は収益から留保されながらも、直ちに固定資産の代置のために再投下される必要がないのである。ここでは、費消↑生産物へ価値移行↓収益よりの回収、という経過までは流動資産の場合と同様に起るが、それから先は再投下とはならないで基金の形成に導く。もちろん、減価償却基金が何らかの特別の基金として別途管理されるというのではない。減価償却費として回収された資金が直ちに營業の用に供されるものであるどころか、償却費として計上される以前に、それに相当する資本部分はすでに何らかの財産の形態をとつて運用されているのである。にも拘わらず、個別資本の正常な運動過程としてこれを見れば、減価償却引当分は固定資本の回転ずみの部分であり、その総計をもつて固定資本を再代置する筈のものなのである。実践において、その基金がどのように運用されるにしても、償却基金は本来からいつて固定資本代置のためのものであることは否定できない事理である。

動態的思考が資産をすべて費用として統一的に把握したことは一つの成果ではあつたに違いないが、その成果がもたらした一つの良からぬ結果は、一とたびそれが費用として計上された後は、その費用がそもそも何から発生したかの差別が全く消滅してしまふという事態である。この差別が無視されるからまた、費用の発生事情に従つて回収された資金をその事情に適応するように再投下するということが過程として保証されない。流動資産の消耗から生じた費用は、それが計上されることが同時に代置のための再投下を意味しているから問題はないのだが、固定資産から生じた償却費の場合は、

計上から回収に至る点で連続か消滅してしまうのである。従つて減価償却引当金がどれ程累積しようとも、そのことは固定資産が良好な状態で維持されていることを毛頭意味しないことになる。しかしながら、資本の循環がつづけられる限り、回収された価値は、そのために回収がなされた筈のものと消耗価値の補充代置に充当されるのが事態の正常な進行であるのみならず、一般投資家も、減価償却費が計上されている事実に基づいて、その企業の固定資産が良好な状態に保全されていることを予期するのである。そのような期待は企業会計の実情を知らぬ素人の見解として全く排斥すべきものではないであろう。減価償却費が年々計上されておりながら、企業の固定資産がますます荒廢に帰するという事態が生じたとすれば、そのことは減価償却という制度の主旨に反することになる。

もちろん、以上のごとく減価償却基金の形成がその他の用途への流用に導くと、いつたからといつて、減価償却引当金を特定資産として他の資産から區別して管理せよというのではない。ただ固定資本回轉の実相を資金的にも明瞭ならしめる何らかの會計的表示が必要ではなからうか、と疑問を起したのであり、この意味で、資産をすべて費用概念のうちに解消しようとする動態的思考に資本概念喪失の欠陥が潜み、その欠陥が今日、減価償却制度を全く一面的にしか理解せしめないという結果を生じていると見るのである。

註(一) 拙著、前掲書、三三—三八頁。

(二) この問題については差当り左記文献の参照を乞う。宮上一男、資産論批判、(工業會計制度の研究、昭和二三年、補論の三)。

神田忠雄、シューマートレンバツハ動態論についての一考察(神奈川大学、商経法論叢、第四卷一号)。別府正十郎、資産論覚書(長

崎大学、経営と経済、第三四年一冊)

3) 拙著、前掲書、一六二頁。

三

費用としての流動資産は流動資本循環の行程上において理解されねばならず、また費用としての固定資産、従つてその期間的把握としての減価償却も固定資本循環の軌道にのせて理解されねばならぬ、というのが前節において述べた主張の要旨である。この主張が要求している事態は流動資産については自生的に起るのであるが、しかし固定資産については、これを個別資本の枠のなかで実現することには困難が伴うのである。実際において、収益から留保された減価償却分を直ちに固定資産の代置に充当するということは固定資産の性質からいつても通常起りうることではない。ただ開業後相当年数を経た大規模な企業で、固定資産の更新期が順次到来するというような場合には、償却費計上↓回収↓代置へ再投下、という一連の行程が起りうる。F・シュミットが想定した毎期同一の単位の設備を継続投資するような場合にはこの行程が規則的な形で進行する。しかし、このようなケースは固定資本循環の典型的なものではありえない。通常、減価償却部分は流動資産の形態で運用されるか、もしくは拡張投資に流用されるのである。

しかし固定資本の回転が如何に長期間を要するにしても、資本の再生産が予定される限り、固定資本はその回収部分をもつて代置されねばならない道理である。にも拘わらず、回転に長期間を要するという事情が償却基金の形成に導き、基

金の他用途への流用を結果する。これは個別資本の会計のもつ一つの矛盾である。この矛盾は形式的な動態論的費用配分理論では如何とも消化し難い矛盾であるが、この喰いちがいは何らかの方法で資金の面で表示される必要がある。しかも従来の動態理論はこの必要に對しては全く閉鎖的であり、解決への如何なる要因もそこには含まれない。

一八六八年の Regulation of Railway Act に始まるイギリス鉄道業の複会計制度は貸借対照表を固定資本貸借対照表と流動資本貸借対照表とに分割することによつて固定資産の特殊性を強く会計制度の上に表明していることは周知のことである。しかし、この制度では固定資本は回転しないものと考えられ、経常的な修繕取替費によつて固定資産が維持される立てまゑとなつている。この考え方はもちろん、動態論以前の思想であつて、いまここに採用することは不可能である。しかし複会計制度の二勘定分割の方式はその後 P・タガートおよび P・エスケレーによつて資金論的接近の一方法として利用されるに至つて²⁾いる。また、わが国では太田教授によつて、短期流動負債を固定資産調達に流用するというわが国の変態的な資金運用状態を表示しうる手段として、同様の二勘定分割が考えられている³⁾。これらの企てはいずれも固定資本と流動資本との回転の相違を實質的に資金運動の上で捉らえようとするものであつて、上にのべてきた問題の解決に一つの手懸りを与えるものである。

しかし、私はこの小論で、貸借対照表二勘定分割の種々の企てについて論評する余裕をもたない。それは他の機会に譲つて、ここでは固定資本回転の問題の奥に潜むもう一つの重要な問題に分析の眼を向けようと思う。

さて、固定資産の費用化の期間的限定は耐用年数と廢残価値の殘存率との見積りを基礎として測定される。然るに、こ

の両要因とも正確度の低い見積りに依存するものであり、従つて減価償却費の計算は単なる予定計算にすぎないといわれる。否、それどころか、太田教授のごときはこの予定と実際とは合わないのが原則あり、減価償却は財政償却にすぎないとすらいわれる。⁴⁾しかも今日の会計実践では、この償却計算を一層正確なものたらしめるための何らの試行錯誤法も統計調査も企てられないのである。会計理論もまた、加速償却や租税特別措置による特別償却について、それが費用の公正な期間的配分を乱すものとの異論の一つだに申立てようとしなさい。かくて費用配分理論における、減価償却の合理的な期間的配分という文句は全く空疎な念仏と化してしまう。実際において減価償却は任意の財政償却であり、回収計算にすぎないこととなつている。しかるに、このような状況がそのまま放置されて顧みられないのは何故であろうか。根本的には、それは資本家の会計の基本的な立場が貨幣 $G \downarrow$ より大なる貨幣 G' なる運動に示される投下資本回収にあることによる原因なのであろう。しかし、この回収計算に対して何らかの制約を加える客観的な基準が存在するならば、減価償却の恣意はさほど無軌道的とはなりえない筈である。然るに、減価償却制度に対して会計実践および会計学者は放任的態度をとつており、このような態度は殆んど一に、耐用年数および残価の測定の問題という事実に基づくのであるといつて過言でない。しかし、正確な耐用年数や残価の測定が統計的に全く接近しえないものであるであろうか。

周知の如く、固定資産に付着する火災の偶然的損失は大多数の法則に基づいて火災保険がもの見事に事態を解決している。この損害保険の原理を固定資産に応用した試みとしては、財産生命保険 (Sach-Lebensversicherung) というものがある。もちろん、私はこれを減価償却制度に代えよと主張するものではない。言いたいことは、耐用年数の確定は大多数

法則によらなければならぬということ、およびこの大数法則の適用は極めて多数の固定資産を一つの社会的集団たらしめることなくしては不可能であるということである。然るにこのようにして確定されるであろう耐用年数は社会的平均値として現われるから、個別企業の内部の個々の固定資産の運命とは必ずしも一致しない。しかし耐用年数を平均値で計算したからには、償却は平均耐用年数に依らねばならない。そうすると個々の場合には、多額の未償却残高を残したまま廃棄されねばならぬことが起るとともに、反対に平均耐用年数を経過してもなお使用可能であり、そのまま償却を継続せねばならぬ場合も起りうる。しかし平均値適用の性質からは、一切の個々の過不足は個別的には平均しないが社会的には平均する建てまえでなければならぬ。ところが個別資本の会計ではそのような過不足の無視はできない。個別資本としては、未償却残があれば除却損としてこれを損失に計上せねばなくなるとともに、耐用年数経過後に償却ずみの固定資産についてなお償却をつづけるということは全く無意味である。では、この社会的なものと個別的なものととの矛盾は如何に解決さるべきであるか。

もともと耐用年数の正確な計算とその適用は社会的規模で行われなければならないにも拘わらず、現状ではその運営が個別企業の枠にはめられてゝなければ実施できないのである。ここに耐用年数の統計的アプローチへの根本的な困難が伏在するのである。

だが、問題は耐用年数だけのことではない。この奥に本稿でとりあげた根本問題がつながっている。減価償却費の計上↓回収↓代置という一連の経過に現われる固定資本循環の問題が、ここでもやはり社会的規模において初めて解決される

という事実がそれである。

いま巨大なコンツェルンを思い浮べよう。国民経済全体が一つのコンツェルンとなつたと考えてもよい。この場合に、傘下の各企業から発生する固定資産の減価償却費はコンツェルンの償却基金管理部に集中され、この基金の中から丁度その年度に更新期の到来した固定資産の代置が行われるという風にする。もちろん耐用年数は社会的平均値が適用されるが、個々の過不足は基金中央管理部において相殺され、丁度保険の機構においてみるような均衡が維持される。償却↓回収↓代置がはじめて連続した行程となり、固定資本の再生産が過程的に保証されることになる。但しそれは社会化された形態のもとにおいてである。この意味からすると、固定資産会計の完成は生産の集中、社会化をまつて実現されるものといふのであろう。

片野教授および松尾教授の研究に従えば、ソ連邦における減価償却制度は固定資産の通常の償却のほかに修繕費および拡張費を含む点で資本主義企業の減価償却とは内容的に異なるものがあるのである。だが、いまその点を考慮外におくとして、ここで指摘しておきたいことは、ソ連邦の減価償却制度では減価償却基金が政府に集中管理されるという点である。³⁾すなわち、「減価償却によつて著積された固定資産の維持および更新のための資金は従来は企業の手中に管理されていたが、(一九三〇年の)規定以後、企業から引揚げられて国家の支配下におかれ、政府は一企業の減価償却基金を他の企業の資本建設にかかわる支出に融通することもできるのであり、減価償却基金は中央集権的性格をもつこととなつた」といふ。固定資産会計の到るべくして当然に到達するところの終点であるの感が深い。

註 1) F. Schmidt, Die Organische Tageswertbilanz, 3te Aufl., 1929, S. 172-173.

2) P. Taggart, Profit and Balance Sheet Adjustment, 1933

P. Esquerré, The Applied Theory of Accounts, 1915.

なお、黒沢清、貸借対照表、昭和二十七年参照。

3) 太田哲三、資本勘定の分離試算、産業経理、第一二巻三号。

4) 太田哲三、固定資産会計、昭和二十六年、二七三頁。

5) 片野一郎、ソヴェート企業会計制度、昭和二十六年、一五七頁。

松尾憲禰、社会主義会計学、昭和三十一年、三三七頁以下参照。